

群馬心不全地域連携協議会規約

目的

第1条

群馬心不全連携協議会は、医療機関等の地域連携をより一層推進し、心不全の発症予防と適切な治療を全県民が享受できることにより、群馬県民の健康を守ることを目的とし、その目的遂行のために、下記の事項を実施する。

- ・ 医療機関の広範な連携
- ・ 医療関係職種との連携
- ・ HP(ホームページ)における情報提供
- ・ ML(メーリングリスト)による情報提供・情報交換
- ・ 慢性心不全対策への提言や相談への対応
- ・ 講演会の開催・協力
- ・ 各種の講習会の開催・協力
- ・ 各地区での講習会の開催・協力
- ・ 病院や診療所、看護学校などを対象とした講習会の開催・協力
- ・ 一般県民への心不全対策の啓蒙活動への協力
- ・ その他 心不全対策に関すること

構成

第2条

本協議会は、前条の目的に賛同する会および会員をもって構成する。

組織

第3条

本協議会は役員をもって構成する役員会で運営する。

役員

第4条

1. 本協議会に会長、副会長、幹事を置く。
2. 会長および副会長は群馬県医師会の推薦による。
3. 幹事は、構成団体および参加医療機関の推薦者より選任する。

顧問

第5条

1. 必要に応じて顧問を置くことが出来る。
2. 顧問は会長の推薦による。

会議

第6条

本協議会は総会・役員会及び運営委員会等を開催するものとする。

第7条

- 1、本協議会に運営委員会を置く
- 2、委員は、参加医療機関の推薦者より役員会で選任する。
- 3、運営委員会は、本会の運営が円滑に行くことを目的とする

第8条

本協議会に各種委員会や部会等を置くことが出来る。委員会及び部会の設置および委員の選任は役員会で決定する。

第9条

本会議の庶務は、群馬県医師会の事務局が担当する。

その他

第10条

この規約の定めがない場合および規約の変更は、役員会で決定することが出来る。

附 則

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

構成団体

群馬県医師会

群馬県病院協会

群馬県看護協会

群馬県薬剤師会

群馬県臨床検査技師会

群馬県理学療法士協会

○参加施設

三次医療機関

診療所のみならず専門病院からの紹介も受け、診断・治療を行う。

原則、逆紹介を行う医療機関

二次医療機関（原則、専門医がいる医療機関）

診療所等よりに紹介患者を受け入れ、入院を含む加療を行い、

可能な範囲での逆紹介も行う医療機関

一次医療機関

専門病院で診断後の患者（いわゆる逆照会）を受ける医療機関